

# 介護施設1-4補助受けず

## ■ 賃上げ 手続き煩雑

政府は2022年2月から、深刻な人手不足が続く介護職員の処遇改善に向け、月3%程度(9000円)の賃上げ分を支援している。今後の賃金底上げにもつながる制度だが、対象施設の約4分の1で活用されていない実態が明らかになった。申請手続きの簡素化など、確実な賃上げを実現する方が求められる。

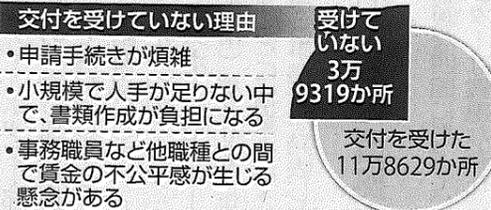


社会保障部  
野島正徳

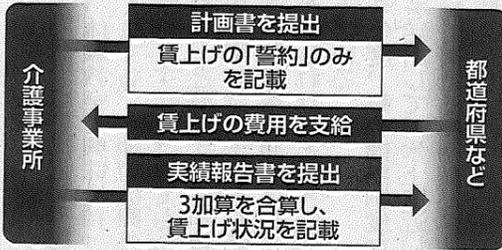
賃上げの財源は、22年2月9月は「介護職員処遇改善支援補助金」で、10月以降は介護保険料と公費で賄う介護報酬に切り替え、「介護職員等ベースアップ等支

援加算」によって同率の賃上げを引き継いだ。いずれも申請のあった事業所を通じて、介護職員の賃金に充てられる。厚生労働省が、補助金の交付状況を調べたところ、対象施設15万7948か所の24.9%にあたる3万9319か所で交付を受けていないことがわかった。補助金活用を控える背景には、申請手続きの煩雑さがある。賃上げ以外に活用されないよう計画書と実績報告書で二重チェックする仕組みだ。賃上げには、他にも2種類の加算制度があり、新たな加算と合わせて、

### ◆ 介護職員処遇改善支援補助金の交付状況



### ◆ 処遇改善の二重チェックの仕組みと手続き簡素化



事業者は計画書や報告書を作成し、都道府県などに提出しなくてはならない。21年の介護職員の月給は、全産業平均の33万4800円に対し、8万円以上低い25万円、業務の負担が重いわりに賃金水準が低いとされる。3%の賃上げでは不十分とする意見もある。

00円に対し、8万円以上低い25万円、業務の負担が重いわりに賃金水準が低いとされる。3%の賃上げでは不十分とする意見もある。

るが、補助金は事業者に支給額の3分の2を基本給のベースアップに使うように義務付けており、現場で働く人を直接支える。実際、介護職員の労働組合「日本介護クラフトユニオン」(東京)の22年の賃金実態調査で、組合員の平均月給は前年比4%(約1万円)増と、賃金底上げ効果は、着実に表れていた。申請事務が受給の障壁になるのは見過ごせない。厚生労働省は新年度から、計画書では賃上げの「誓約」だけを求め、報告書で詳しく確認する方式に改める。また、報告書も、各加算分を合算できるようにして、

事務負担の軽減を図る。ただ、介護職の補助金受給を契機に、事務職などの従業員にも公平に賃上げを行えば、経営コストが増える。このため、物価高などで運営費がかさむ中で、小規模事業者ほど、人件費増となる補助金活用を避ける傾向があるという。淑徳大の結城康博教授(社会保障論)は「4万近い施設で、補助金が職員に届かなかったことは、介護現場にとって大きなマイナスだ。さらなる事務負担の軽減策を講じるほか、介護職員への直接の給付や、所得税などの減免も検討するべきだ」と指摘する。